

## 水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進並びに水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策並びに防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備の充実強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。

2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。

また、漁業調整の円滑化を図るため、漁業者間の協議の場を設定するなど、相互理解の促進を図ること。

さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じるとともに、水産物の輸入割当制度を含む輸入に関する措置の適切な運用を図ること。

3. 地球温暖化によると思われる水揚げ魚種の変化をはじめ、北海道、東北太平洋沿岸における秋サケ資源の回帰率の低下と魚体の小型化等が深刻化していることから、その問題解決に向けた取組を強力に推進すること。

4. 水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、「漁業経営セーフティネット構築事業」における積立金の国庫負担金の引上げを行うなど、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

5. 新規漁業就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

6. 離島地域における漁業者の所得向上及び漁場の生産力の向上等を図るための支援措置を継続的に行うとともに、水産物の島外輸送コストの軽減対策の拡充を図ること。

と。

7. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

8. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。